

## 『血の代価』：フィリピン人メイドの受難

平 山 健太郎

日本ではオウム、アメリカでは往年のアメリカン・フットボールの名選手O・J・シン普森の裁判が、それぞれ国民の関心の的になっていた95年10月、アジアの隣国フィリピンでは、出稼ぎ先のペルシャ湾岸アラブ首長国連邦で、雇い主を殺害した罪で死刑の判決を受けた16歳の少女の運命が、全国民の注目を集めていた。

サラ・パラバガンというこの少女は、フィリピン南部ミンダナオ島の出身で、貧しい両親や弟妹の暮らしを助けるため、94年、アラブ首長国連邦に渡航。地元では中産下流の家庭に、住み込みのメイドとして就職した。事件はこの家庭内で起きている。94年7月19日、雇い主のモハメッド・アル・バルーシという元守衛で年金生活者の男が、少女を自室に呼んで扉を閉め、少女の供述によれば、刃物で少女を脅しながら、力づくでこの少女をレイプした。少女はこれに抵抗する過程で、男を刺し、死亡させたというもので、やはり少女の供述によると、男が脅しのため持ってい

た刃物を奪って男の胸部を2度刺し、男の腕をふりはらって逃げ出そうとしたところ、男が少女の足をつかまえ、なおも押さえ込もうとしたため、少女自身が家事の雑用のために持っていた折り畳みナイフで、更に抵抗しているうち、男が力尽きて死亡したという。1年近い入獄の後95年の6月に開かれたイスラム法廷では、エジプト人とインド人の婦人科医により、レイプの事実が認められ、また少女の首には、男の手で絞められたあざも残っていた。法廷は、レイプとこれに対する過剰防衛という判断から、少女に対し、懲役7年と、男の遺族への慰謝料およそ4万ドルの支払いを命ずる判決を下した。また法廷は、レイプされた少女への賠償金として、男の遺族が少女に2万7,000ドルを支払うよう命じている。

ところが、現地の絶対的な権力者であるアラブ首長国連邦大統領（アブダビ首長）シエイク・ザイドから、事件についてのこの判決を廃棄し、裁判をやり直すようにとの命令があり、9月、そのやり直し裁判が、非公開で行われた。いわゆる控訴審ではなく、首長の命令による原判決を白紙に戻してのやり直し裁判であった。このやり直し裁判で、レイプの事実を前回認めていたエジプト人婦人科医は、先の所見をひるがえして、レイプの事実はなかったと証言。インド人医師は前回どおりの証言に固執したが、法廷は、少女が、このレイプ『未遂』から48時間後に、男の部屋に戻って、刃物で34回にわたって男の体を刺し、死亡させた。つまり計画的な殺人であるとして、死刑の判決を言い渡したのである。『レイプの事実があったならば、少女は、地元の警察なり、現地のフィリピン大使館なりに告訴できたはずである。しかし少女はそうした行動をなにとらず、雇い主である男を殺害した』というアラブ首長国連邦当局の見解が、フランスの日刊紙フィガロの販売網を通じ、折り込み広告の形で、発表されている。人権擁護の立場

から事件に関心をよせていた欧米世論への当局側の弁明と受けとってよからう。

余談になるが、死刑の場合、処刑の方法は、エジプトでは絞首、サウジアラビアでは公開斬首、アラブ首長国連邦では銃殺が原則であり、数人の射手が被処刑者を狙って発砲するが、実弾がどの射手の銃に込められているか、射手たちにはあらかじめ知らせず、自分の弾丸ではなかったという精神的な負担が計算された方法が採られているという。

事実関係に不透明な要素が多い事件であった。まず殺された男の年齢である。息子など遺族は、被害者は85歳の老齢で、体力も弱っており、レイプなど出来るわけがなかったと主張したが、アラブ首長国連邦は、建国以来まだ20年余り。油田発見とともに欧米資金が流入して、アブダビ、ドバイなど外観は近代的な都市建設が進んではいるが、老令者の生年月日などを正確に記録した戸籍が建国当時にあったわけではない。55歳、65歳、70歳ぐらい…さまざまな説が今でも、交じりあっている。一方、少女の方も、アラブ首長国連邦への入国に際しては、29歳という偽造された旅券を使っている。未成年者のこの種の出稼ぎを禁じるフィリピン側の労働法規に抵触しないよう、出稼ぎ仲介のブローカーが使っている常套手段である。ただし、イスラム法では、通常、初潮を見た女性は成年人者と見なされるから、16歳であったとしても、刑事責任を、ただちに免除されるものではなく、情状酌量の要素にとどまる。

さらに、法廷が、傍聴人や報道関係者を締め出し、非公開で行われた点も、裁判の不透明さを加重している。

少女に対する再審での死刑判決は、フィリピンに衝撃波を巻き起こした。首都マニラなど各地で、デモや抗議集会が開かれ、アラブ首長国連邦の旗が焼かれる騒ぎになった。フィリピンに夫や子供を残して、シンガポールで家政婦の出稼ぎをしていたフローラ・コンセプシオンという42歳の女性が95年3月、やはり出稼ぎ先での殺人事件で、有罪判決を受け、フィリピン政府の嘆願も空しく、絞首刑に処せられてしまった記憶が、フィリピン国民の間に鮮明だっただけに、自国民の保護についてのフィリピン政府の無力ぶりへの非難も重なり、ラモス政権を憂慮させる事態になった。アラブ首長国連邦での事件については、6月の第一審(懲役7年)の段階で、既にアラブ首長国連邦の国旗を焼く事件が頻発し、これが同国側を憤激させ、やり直し裁判と極刑の言い渡しへの引き金になってしまったという見方もあるだけに、ラモス政権は、国民にひたすら冷静さと呼び掛け、アラブ首長国連邦に対する低姿勢の陳情外交に乗り出した。フィリピン最高裁の元判事らを含む陳情団が派遣された。また少女が、アラブ首長国連邦と同じイスラム教徒であった事情もあり、フィリピン南部のイスラム関係団体も、政府とは別個に陳情活動を始めた。そうした姿勢が功を奏したのでもあろうか。事件への再審が行われることが決まった。勿論首長の判断である。最初10月9日に予定されていたこの再審は、月末までの延期が発表され、そして10月中旬、被害者の遺族が、少女の処刑にはこだわらず、賠償金での妥協、つまり少女の助命に同意したのである。首長シェイク・ザイドの態度が軟化し、遺族を説得した結果であると見られる。獄中にある少女の両親が、フィリピンから現地に飛び、被害者の遺族の家を訪れて、助命への感謝の挨拶をし、土産物を渡し、茶を振る舞われて和解したのである。

『血の代価』(ディーヤ)を受け取って、報復の権利を放棄する一種の示談の制度は、イスラム刑法の中に明示さ

れている。その根拠は、聖典コーラン第2章(牝牛の章)の中の次のような言葉である。

これ、信徒の者よ。殺人の場合には返報法が規定であるぞ。…しかも、同胞が赦すと言った場合には、正々堂々とことをはこばねばならないし、また立派な態度で償いの義務を果たすのだ。これは神様が汝らに(報復の規律を)軽減して下さったのじゃ。…井筒俊彦訳。(一)内は訳者の註

つまりイスラム法(シャリア)の刑罰は、姦通、窃盗、レイプや盗みを伴う殺人など神の意志を侵害した罪に対する、手加減の余地のない刑罰(ハッド:死刑、石打ち刑、手の切断など)に対し、一般の殺人や傷害など人間同士の間で犯された罪に対する刑罰(キサース)は同害報復(いわゆる『目には目』)を原則とし、更に『血の代価』(ディーヤ)という、一種の示談制度を組み入れて、報復、再報復の悪循環に歯止めをかけている。自動車による交通事故などが存在していなかった時代からの規定であるから、過失致死ばかりでなく、喧嘩その他による傷害致死や故意の殺人さえも、この適用の範囲に入り、アラブ首長国連邦の場合、現にディーヤの支払いによるこの種の事件の示談の事例も多いのが実情である。アラブ首長国連邦では、1987年に制定された法令(連邦刑罰法)により、一般的にはイスラム教徒にはイスラム法(シャリア)が、異教徒には近代法(Civil Code)が、それぞれ適用されるとされているが、昨年(94年)連邦大統領シェイク・ザイド(アブダビ首長)の訓令により、殆どの刑事犯罪に対し、全面的にイスラム法(シャリア)による裁判が行われることになった。麻薬犯罪などの急増に対抗するための措置であったとも言われる。

この事件について、少女の家族が、被害者の遺族に支払うべき『血の代価』は、初審の判決と同じ、そしてアラブ首長国連邦でのこの種の示談に際しての相場とされている、4万ドル内外ということになる。少女の貧しい家族が支

払える金額ではもとよりのないが、プラスチック製品のメーカーとして著名なフィリピンの実業家が、既に支払いを申し出ている。内外に大きな波紋を投げ掛け、少女が同情を集めている事件だけに、肩代わりの支払いは、同事業家もPR効果を十分計算に入れてのことであろう。

ここまで事態が転回したところで、10月30日、現地のイスラム法廷が少女の処遇についての最終判決を下した。デイーヤ(4万ドル)の支払いに加えて1年間の禁固、そして100回の鞭打ち、刑期終了後の国外追放である。1年余に及ぶ未決拘留期間は刑期として計算に入れず、判決後あらためて1年の服役が言い渡されている。鞭打ちについては、『手心を加える』旨、少女の家族に通告された。非公開で女性の刑務所職員が、書物を小わきくに挟んだ腕で、つまりあまり強くない力で、しかも革の鞭ではなく、竹のような細い鞭で背中を打つ。事後、必要があれば医師が手当をする：というもの。25本の細い鞭を束ねて一回打てば25回分に数えるといった風聞も流された。要するに法廷側の面子を立てた名目的、象徴的な体罰に過ぎない説明が、国外向け流布された訳である。少女の家族も、フィリピン政府も、この『寛大な措置』に感謝の言葉を述べている。現地側を刺激する言動で、せっかくの助命を再び取り消されはと判断したからであろう。少女が鞭打ちや禁固の実刑を免れて、釈放される残された道は、首長による恩赦であるが、今のところその兆候はない。イスラム諸国での恩赦は、イスラム暦の断食月(ラマダン)に行われる場合が多い。次の断食月は、96年の1月から2月にかけてであるから、あるいはそこでという希望的観測もある。96年2月11日、フィリピン・テレビは、サラ・パラバカン受刑者に対する鞭打ち刑が既に執行され、また『血の代価』も支払われたこと、フィリピン政府がアラブ首長国側に対し、同受刑者の刑期の短縮を嘆願中であることなどを伝えている。(2

月14日追記)

最終判決について依然きびしい批判的な態度を示したのは、ヨーロッパ諸国特にフランスの人権擁護団体やマスメディアである。最終判決がレイプの事実によく言及していない点を指摘し、レイプの事実を一番で証言したエジプト人婦人科医が再審で前証言をひるがえしたのは、同医師が、アラブ首長国連邦での滞在・就労許可を取り消されないための妥協であったと推論。（イスラム法廷の判事たちも、他のアラブ諸国から雇用されている人々なので、この面でもホスト国への迎合的な態度が疑われる。）これらの推論にもとずき、ヨーロッパのマスメディアは、少女の行為は、レイプに対する正当防衛であり、損害賠償を求める権利があるのは少女の方である…と論評した。（イスラム法も正当防衛の概念を認めている）。最終判決の当日、判決内容を淡々と伝え、少女の助命を喜ぶ家族の声を伝えたフィリピン・テレビの報道ぶりに対し、フランス国营放送のフランス2は、当夜のメイン・ニュースのトップで、この判決を伝えた後、パリ在住のアラブ系外交官に雇われている二人のフィリピン人メイドに対する雇い主の虐待ぶりをこれらメイドたちの証言という形で紹介し、追い討ちをかけている。このフランス2のメイン・ニュースの二番目の項目が、カナダのフランス語地域ケベック州で、カナダからの分離独立の是非を問う住民投票（結果は分離派が敗北）という、フランス人にとっては極めて関心の高いニュースであったことから見ても、フランスでのこの少女の事件への関心の高さがうかがえる。世界規模での人権擁護への意識の高さ、アルジェリアなど北アフリカ系帰化市民（フランス総人口の7%強）がフランス社会にもたらしている生活慣習や文化摩擦、さては政治テロ事件までを包括したフランスとイスラム圏、あるいはイスラム社会そのものとの間の緊張関係、さらに勸ぐれば、核実験の強行が招いたフ

ランスに対する国際的な批判に対する、河岸を変えて反撃など、さまざまな背景が考えられるだろう。ちなみに日本の有力新聞各紙の、判決をめぐる扱いは、外報面のベタ記事、しかも単なるトピック扱いであった。

バラバガン事件は、湾岸産油国に出稼ぎしているアジア系家事労働者たちの虐待の実情について、国際的な注意を喚起した。サウジアラビア、クウェート、そしてアラブ首長国連邦など、これらの産油国が、外国人労働者を大量に雇用し始めたのは、1970年代の石油ブーム（日本など消費国にとっては第一次石油ショック）が、その出発点であった。道路、港湾、都市建設などのインフラ整備にともなう大規模な土建事業や、各種サービス関係に数百万人の上る外国人労働者を雇う資金が俄に生まれたからである。この恩恵は、これら産油国の国籍を持つ下層の市民にまで及び、フィリピン、スリランカ、バングラデシュ、インドなどアジア系メイドの大群が、それらの国々の男性労働者とともに湾岸に渡航を始めたのである。湾岸でのメイドの平均月収は100ドルないし150ドルと言われているから、フィリピンを例にとれば、同種の労働に対するマニラでの資金の3倍に上る。貧しい農村部から既婚、未婚を問わず、苦しい家計を助けるため、女性達が斡旋業者の勧誘に容易に応じてしまう条件はととのっていた。フィリピンでは国民人口7,000万人のうち400万人が国外で出稼ぎしている。国民総人口の5人に1人が、それら出稼ぎ労働者からの送金に依存して暮らしている。出稼ぎ人口のうち150万人は中東で働いている。更にこのうち55%が女性。アラブ首長国連邦だけをとれば、出稼ぎフィリピン人8万人のうち2万3,000人がメイドである。これらの出稼ぎ希望者を目当てに、マニラだけで1,500もの斡旋業者がひしめいている。

しかし、そこには落とし穴がある。業者への斡旋手数料やら、航空運賃やらの名目で、通常1,500ドル以内が、



給料から天引きされる。2年間の契約で渡航しても、1年分近くの給料は、その天引きで消えてしまう。つまり最初の1年間は無給の債務奴隷に近い状態になる。旅券は通常、斡旋業者が雇い主の手に預けられるから、途中での帰国はもとより、より条件のよい仕事への転職も不可能になる。アラブ首長国連邦のドバイのある現地系民間企業で自身目撃しているが、外国人出稼ぎ労働者の旅券は、すべて会社の金庫に収められる。これら湾岸諸国には、そもそも外国人の入国の条件として『スポンサー制度』（身元引き受け人制度）があり、スポンサーである企業がその旅券を預かるのは当然と見られるからだ。旅券が本人に返還されるのは、契約が満期になり、現地での借金の有無などが入念にチェックされてからのことになる。不都合があったり、あるいは何かの事情で、雇用先を解雇された人々の写真が、毎日のように地元の新聞紙面に掲載され、この男は一切本社とは関係がないという企業側の告知文が添えられている。

さてメイドさんたちに話を戻そう。男性の出稼ぎ人の場合は、（開かれた場所での仕事という事情もあって）人権侵害や虐待はあまり報告されていないのに対し、女性メイドについては、先に触れた給与の天引きばかりでない様々な呆れ返るような虐待例が、多数報告されている。週に7日、夜明け前から深夜におよぶ労働、ベッドもない女中部屋（通い女中の場合は過密なアパート）、悪罵、殴打、セクハラ、そしてレイプもしばしば起きる。レイプされた被害者が、当局に告発すれば、多くの場合、調査が終了するまで、当の被害者が刑務所に拘禁されたあげく『風俗を乱した』罪で国外追放処分になる場合が多い。加害者が現地人でよいコネがある場合は、微罪あるいは全くおとがめなしといった結末になる。メイドたちの苦情の窓口は、自国大使館への駆け込みしかない。クウェートでは、2万3、

000人のフィリピン人メイドが働いているが、今年(95年)だけで、このうち2、100人が、現地のフィリピン大使館に保護を求め、そのかなりの部分が、同館内の廊下などで『亡命生活』を送っている。(北京の世界婦人会議で人権団体が、この問題を提起している) サウジアラビアも、この点で評判が悪い。4万3、000人のフィリピン人メイドのうち4、000人がリヤドの大使館の保護を求め、このうち1、022人が館内に駆け込み亡命した。この中にはレイプの被害を訴えている者が11人含まれている。ロンドンにあるフィリピン系の人権団体カラヤンによると、1987年以来、湾岸産油国の雇用主に伴ってロンドンを訪問あるいはそこに滞在していた4、000人のメイドが、やはり虐待を訴えて、大使館の保護を求めているという。

そうした虐待の背景としては、先に述べたように、俄か成り金の雇用主の無教育に加え、現地国側にこれらの外国人家事労働者を保護する法規が全く存在しないこと、更には文化面での相異などが上げられるだろう。イスラムの様々な戒律が厳しい湾岸諸国では、男女の関係については、ひときわ保守的である。例えばサウジアラビアでは初潮を見る年令になった女性は、外出の際、顔までベールで覆ってしまい、その容貌を知ることが出来ないし、家庭内でも、主婦がご主人の男性の来客の前に姿を見せることは決してない。これに対しアジア系、特にキリスト教徒が多いフィリピン人メイドたちは、服装も性格も、南国風に開放的である。1990年イラク軍がクウェートに侵攻し、出稼ぎの外国人たちが、難民として帰国のため、イラク経由で陸路ヨルダン領に脱出してきたとき、ともすれば、ささくられた喧嘩口論が絶えなかった各国難民の群の中で、フィリピン人メイドの一団だけが、給水場集まり、歌ったり笑ったりしながら朗らかに洗濯していた光景を見て、私自身感動を覚えたものである。そうした開放性が、フィリピ

ン女性達のメイド（あるいは看護婦）として湾岸諸国での評価を高めているわけだが、その反面、『身持ちがだらしない』女性として誤解されたり、つけこまれたりしやすいことになる。バラバガン事件に関連して、現地アラブ首長国連邦の新聞の中には、『風俗の悪化』を、出稼ぎ外国人のせいにするような論調も散見されていた。しかし、湾岸諸国の中でも、問題を直視しようとする動きも出てはいる。サウジアラビアの有力紙の一つが、アジア系女性労働者への同胞たちの仕打ちに言及し『イスラム教徒がこれでよいのか？』と自問する地元知識人の論評を署名入りで掲載したことをご紹介しておこう。

石油資源が枯渇する日にそなえて、外国人の労働への依存を減らし、自ら手を汚して働こうという声も出始めているが、それはまた別の話である。

フィリピン人メイドが出稼ぎしているのは、湾岸産油国ばかりは勿論ない。シンガポール、香港等、故郷により近く、経済が活況を呈している地域でも多数が働いており、このうち香港では、比律賓（フィリピン）の賓をとった『賓姫』と呼ばれている。子守、家政婦などが大部分であり、それらの国々での社会現象の一部になっている。

日本でも勿論、彼女たちが働いている。しかし、湾岸や東南アジア諸国とはかなりちがう。日本で住み込みのメイドをしているフィリピン女性は、せいぜい数百人。欧米や中東からの大使館員、商社員などが転勤の際連れてきたケースが大部分だ。秘書など教育水準がかなり高い女性達もいる。しかし、問題は彼女たちではない。ナイトクラブやバーのホステス。『エンターテイナー』とか『アーチスト』などの名目で入国してきたいわゆる『ジャパゆきさん』たち

だ。入国管理筋の調べによると、日本で働いているフィリピン人はざっと8万人といわれるが、そのうち半分は合法的な労働査証を持っているのに対し、残りの半分は観光や留学ビザによる入国者や、査証が期限切れになったいわゆる不法滞在者である。ジャパゆきさんたちの身分も、大体これに準じて、かなりの部分が不法滞在者ということになる。そこで、彼女達の入国を世話したプロモーター（多くの場合ヤクザや暴力団との関係が深い）が介在してくる。

彼女たちを『保護』する代償として、給与（月収千ドル近いというから湾岸諸国への出稼ぎよりはかなり高額）のピンハネや売春の強要が付きまどってくる。逃亡を防ぐため旅券を取り上げてしまう場合が多いというから湾岸の『スポンサー』たちのやり方と似たり寄ったりである。あげくの果ては、妊娠、出産して捨てられたり、犯罪事件に巻き込まれ、殺傷されたり、逮捕や強制送還の悲運に遭う女性達も多い。建築現場などで働く同国人の男性労働者も含め、日本の労働基準監督署は、出稼ぎ外国人に対しても保護を加えるタテマエではあるが、入国管理局に報告がまわるため、不法滞在（あるいは残留）している出稼ぎ人たちは、地下に潜行し、そこで暴力団の支配下におかれがちである。

法務省刊行の『犯罪白書』は、これら外国人の不法滞在や犯罪件数などを系統的に記録しているが、被害者となった彼らの運命には、記録で見ると、あまり関心を払っていないようだ。この結果、これら外国人出稼ぎ労働者の人権擁護は、民間の弁護士やボランティア組織に依存することになる。そうしたボランティア組織（例えば『カラバオ（水牛）の会』が、弁護士、教会関係者、労働組合、海外駐在経験のある主婦、帰国子女などさまざまな人々の協力で活動を広げていることは、ひとつの救いである。

## 追記：ラビン首相暗殺に思う

95年11月4日、テルアビブ市内の平和集会で、ユダヤ教系右翼狂信者の学生イガル・アミルに拳銃で暗殺されたイスラエルの故ラビン首相は、前年（94年）12月来日し、日本記者クラブで共同会見したが、その席で、私は二つの質問をした。一つは、『PLOのアラファト議長もあなたも、それぞれ内部に敵を抱えて御苦労と思うが、それら内部の敵に對しどちらがより脆弱か？』という、いささか失礼な質問であった。これに對し、ラビン氏は苦笑しながら『僅か一票という僅差で連立政権の維持に苦慮しているのは事実だが、イスラエルには平和的な処断で政権の交替を可能にする民主主義の伝統がある』と、誇らしげに答えていた。テロの凶弾に倒れるとは、まことに皮肉であった。もう一つの質問は、『馬鹿げた質問かも知れないが』と前置きしながら、彼の反応からその性格を打診するものであった。『アラファト議長が65歳という若いとは言えない年令で、父親になろうとしているが、何かコメントしていただけるか？』：彼の表情に当惑が走った。見る見る顔を赤らめ、どもりながら答えた。『おめでとうと言いたい。ミスター・アラファトと奥さんの長い幸せを祈りたい。』：ほとんどしどろもどろであった。尼さんがわい談でも聞いたような狼狽ぶりであった。鉄腕の政治家と言われた彼の、まことにナイーブな人柄の一端がうかがえた。イスラエル人の、彼に對する信頼感が、その辺にルーツを持つのかとさえ思えた。話題のアラファト二世は女兒であった。クリスマス・イブには、母親に抱かれて、イエス誕生の馬小屋跡と信じられているベツレヘム聖誕教会地下の洞窟を訪ね、テレビカメラにおさまっている。28年間ベツレヘムを占領下においたイスラエル軍が、故ラビン首相とアラファト議長（オスロー2）に従って、撤退した直後のことである。

ラビン首相暗殺の犯人アミルは、『神の命令に従って』ラビン氏を殺したと法廷で述べているが、一部ユダヤ教律法師（ラビ）の教唆による疑いもまだ残っている。『追跡者を殺す義務』：殺人を犯す目的で人を追跡している者は殺してよいという中世の高位の律法師による法律判断（一種の『緊急避難』論）を、彼ら極右の目から見ても『イスラエルの利益を裏切り、その民を滅亡に導く』ラビン氏殺害の正当化に強引に結び付けようとしたものらしいが、イスラエル国内では、そうした理由付けは、勿論激しい非難を浴びた。イスラム世界には、高位のイスラム学者による法律判断『ファトワ』があり（英国の作家サリマン・ランディ氏に対するホメイニ師の死刑宣告など）、また同じイランでは、高位のイスラム学者で構成する護憲評議会が、国会で議決された法律の、イスラム的基準から見た合法性の有無を、拒否権付きで判断するが、イスラエルでは、宗教勢力の見解も含め、あらゆる議論は国会議決に優先するものではないからである。

主観的に援用されがちな『神のおきて』と、厳密な手順で約束される『人間のおきて』との相克関係は、ここ以外の場所でも、注目され続けてゆくだろう。（95年12月25日記）

（本学経営学部教授・NHK部外解説委員）